広報

きたかた

2012
5
No.77



今月のおもな内容

平成23年度一行政区一運動表彰……②
市政トピックス……③
お忘れではありませんか?
国民健康保険の手続き……④
情報公開をしています……⑭

地域の活性化に貢献した13行政区を表彰

平成23年度 一行政区一運動

さまざまなコミュニティ活動で地域の活性化に貢献した行政区を表彰する「一行政区一運動」の受賞者が決まり、13行政区が表彰されました。その取り組みの概要を紹介します。



環境整備の部

□村松第一区行政区（松山町）
環境美化運動（ゴミ集積庫設置及び花植栽プランター整備事業）

市ふるさと創生事業を活用してゴミ集積庫を設置し、花植栽プランターを整備しました。

□坂井行政区（松山町）
環境美化運動（ゴミ集積庫設置及びゴミ出しマナー向上事業）

市ふるさと創生事業を活用してゴミ集積庫を設置し、ゴミ分別などの勉強会を開催しました。

□平沢行政区（岩月町）
環境美化運動（ゴミ集積庫設置及び花植栽プランター整備事業）

市ふるさと創生事業を活用してゴミ集積庫を3カ所に設置し、花植栽プランターを整備しました。

□五目行政区（熱塩加納町）
環境美化運動（ゴミ集積庫設置及びゴミ出しマナー向上事業）

市ふるさと創生事業を活用してゴミ集積庫を設置し、ゴミ分別などの講習会を開催しました。

□根岸行政区（熱塩加納町）
環境美化運動（ゴミ集積庫設置及び花植栽プランター整備事業）

市ふるさと創生事業を活用してゴミ集積庫を設置し、花植栽プランターを整備しました。

□田中行政区（熱塩加納町）
田中行政区環境美化推進事業

市ふるさと創生事業を活用してゴミ集積庫の設置、花植栽プランターの整備及びゴミ分別などの勉強会を開催しました。

□日中行政区（熱塩加納町）
環境美化運動（ゴミ集積庫設置事業）

補助金などを受けずに2カ年計画で行政区内6カ所にゴミ集積庫を設置し、ゴミ管理の徹底に努めました。

□寺内行政区（山都町）
環境美化運動（ゴミ集積庫設置及び花植栽事業）

市ふるさと創生事業を活用してゴミ集積庫を設置し、花苗を植えてイメージアップを図りました。

□本木行政区（山都町）
不法投棄撲滅運動

不法投棄物の回収作業（2回）と地区内の環境整備の徹底による、「不法投棄をさせない環境づくり」に取り組みました。

コミュニティの部

□第1区行政区（塩川町）
第1区コミュニティづくり運動

市ふるさと創生事業を活用して地区の中心地に掲示板を設置し、情報の共有化によるコミュニティ活動の推進を図りました。

□藤の木行政区（塩川町）
地域コミュニティ醸成活動

新興住宅地の居住者とコミュニティを形成するため、新たな行事を積極的に取り入れ地域住民の交流を促進しました。

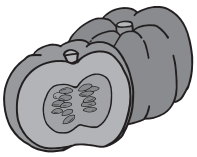
□広野行政区（山都町）
地域おこし交流事業（広野お楽しみ会）

輪投げ、フロアカローリング、いも煮会、ビンゴゲームなど、区民が広く参加できる内容のお楽しみ会を開催し、地域住民の交流を促進しました。

その他の部

□本村行政区（高郷町）
本村おばけかぼちゃ大会

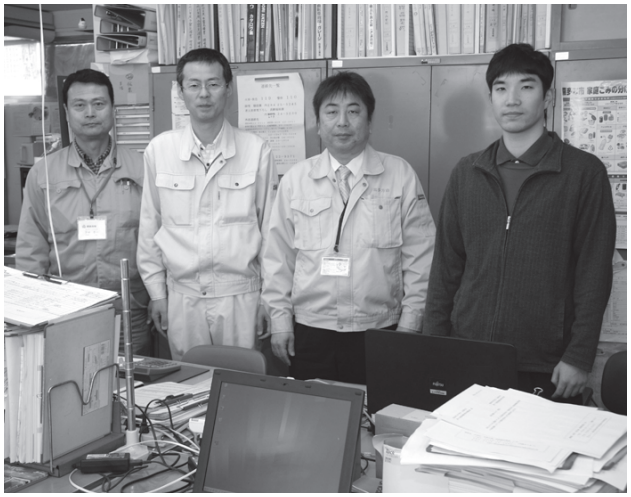
地域の活性化と区民の親睦を図るため、各地で話題となっている「おばけかぼちゃ」を全戸で栽培し、かぼちゃの重さを競いました。



問 総務課行政班 ☎(24)5204

●生活環境課内に「原発事故対策室」を設置

原発事故への対応強化を目指して



▲新設された原発事故対策室の職員



▲執務の様子



▲市による放射線量測定の様子（昨年9月の岩月町下岩崎行政区）

今年度から、原発事故の対策を行う部署を生活環境課内に設置し、原発事故対策の窓口としての対応を行っていきます。今後は食品等の放射能簡易分析検査、市内施設の放射線測定などについても継続して実施しながら、市民の皆様が安全に安心して暮らせる生活環境を確保していきます。

問 生活環境課・原発事故対策室 ☎(24)5285

●社会福祉課内に「幼保新システム推進室」を設置

子ども・子育て環境の充実を目指す





子ども・子育て環境の変化に伴い、幼稚園への入園児童が減少している一方、保育所に入所できない待機児童は増加傾向にあります。

待機児童の解消や適正な集団での保育・教育の充実等を図るため、国の新たな子ども・子育て新システムの動向を踏まえながら検討を進めるため、社会福祉課内に「幼保新システム推進室」を設置しました。

問 社会福祉課・幼保新システム推進室 ☎(24)5229

●防霜対策本部設置

農作物の凍霜被害を未然に防ぐ



市では4月2日、農作物の凍霜被害を未然に防ぐため「防霜対策本部」を設置しました。

対策本部は5月31日まで設置され、県対策本部や農業関係機関などと連携を図りながら、農家の皆さんへの霜注意報等の情報伝達、万一の被害時における迅速な調査活動や支援などを行います。

霜注意報発令時など、農作物を凍霜害から守るため管理に十分ご注意ください。

問 農林課農業振興対策室 ☎(24)5235

お忘れではありませんか？

健康保険の加入は義務

日本では、「国民皆保険」として必ず健康保険制度に加入しなければなりません。一日であっても無保険の状態でいることはできません。

会社を辞めたときは…

会社を辞めたときは、次の3つの中からどの健康保険に加入するか検討し、加入の手続きをしなければなりません。

①加入していた健康保険を任意継続
手続き先：勤めていた会社

②家族の健康保険の扶養に加入する
手続き先：家族の勤めている会社

③国民健康保険に加入する
手続き先：市区町村の窓口

健康保険の加入届出は早めにしましょう



国民健康保険の手続き

国民健康保険の加入手続き

どの健康保険に加入するか検討後、国民健康保険に加入される方は、次の手続きが必要です。

【手続き場所】
本庁市民課・各総合支所住民課
○平日（土日祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※窓口延長は、受け付けしていません。

【手続きできる方】
本人、または同一世帯の方
※別世帯の場合は委任状が必要となります。

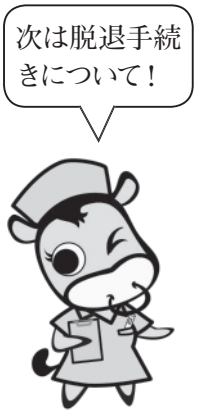
【必要なもの】
○社会保険資格喪失証明書
会社などから送付されます。会社によって書類の名称が異なる場合もあります。
○本人確認書類（免許証など）
窓口に来た方の本人確認をします。
○印鑑
本人以外が手続きに来た場合必要となります。

⚠ 加入時の注意点

◆喪失日の前では手続きできません。
通常、健康保険の喪失日は「離職した日」の次の日となります。喪失日前の手続きは、健康保険の二重加入の可能性があるためできません。

◆加入日は、前の健康保険の喪失日にさかのぼります。
手続き日に関わらず加入日は喪失日までさかのぼります。

◆必ず前に加入していた健康保険を喪失した証明書類や確認が必要となります。
二重加入を防止するため、必ず証明する書類などが必要です。（本人の申告だけでは喪失日の確定はできません）





国民健康保険と国民年金の手続きについて

健康保険と年金はよく混合されがちですが、全く別のものです。そのため、本来であれば国民健康保健の手続きをした方は、国民年金の手続きもしなければなりません。しかし、手続きの簡素化のため、国民健康保険の加入手続きの申請書を出していただくと、国民年金の加入手続きも同じ申請用紙で同時に行われます。

健康保険を、任意継続や（配偶者以外の）家族の会社の扶養に入る方は、国民年金取得の手続きを窓口でしなければなりません。ご注意ください。

健康保険の種類	国民健康保険加入	扶養（配偶者）	扶養（家族）	任意継続
国民年金の手続き	－	－※	必要	必要

※厚生年金の配偶者の扶養に入る方は、国民年金３号の区分となり、配偶者の会社での手続きが必要です。

国民健康保険脱退手続き

忘れやすい！

就職した際や、家族の健康保険に扶養として加入した場合は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。

【手続き場所】【手続きできる方】
加入時と同じです(右ページをご覧ください)。

【必要なもの】

○新しい健康保険証(全員分)
加入日の確認のため、国民健康保険から他の保険に切り替える方全員の健康保険証をご持参ください。

○本人確認書類(免許証など)
窓口に来た方の本人確認をします。

○印鑑
本人以外が手続きに来た場合必要になります。

脱退の手続きを忘れると…

健康保険料(税)の二重払いが発生する場合があります。

※他の市区町村に転出された場合は、「転出日の翌日」が国民健康保険の喪失日となります。転入先で、必ず国民健康保険加入の手続きをしてください。

問い合わせ窓口

○平日(土日祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

○給付・制度などについて 保健課 国保医療係 ☎(24)5224
○資格の取得・喪失について 市民課 市民窓口係 ☎(24)5225
○国民健康保険税について 税務課 市民税係 ☎(24)5217



年金関連



ねんきん出張相談のお知らせ

年金事務所と同じ相談・手続きができる「ねんきん出張相談」の年間予定です。市区町村の窓口では手続きできない厚生年金関連の手続きなど、さまざまな手続きが可能です。

【開催】月1回
【時間】午前10時～午後４時
【場所】喜多方プラザ文化センター
【予約お問い合せ先】
会津若松年金事務所お客様相談室
☎0242(27)5231
ナビダイヤルで⑨の次に②を選択してください。
※ご予約は相談日の前日までに

5月	16日(水)	11月	15日(木)
6月	21日(木)	12月	20日(木)
7月	19日(木)	1月	17日(木)
8月	16日(木)	2月	21日(木)
9月	20日(木)	3月	21日(木)
10月	16日(火)		

所得の申告を忘れずに！！

障害年金を受給されている方、一般免除の継続審査対象の方は、５月中に所得の申告を済ませてください。

◆申告がお済みでない場合

○障害年金の方
10月(８、９月分)からの年金支給が止まります。

○一般免除の継続審査対象の方
申告が済んでいないと７月の継続免除審査で却下となります。

◆申告が不要な方

○今年の確定申告をされた方
○家族の扶養になっている方

【申告場所】本庁税務課または各総合支所住民課
問 税務課市民税係☎(27)5217
市民課国民年金係☎(24)5226

家庭の粗大ごみ収集



自己搬入

家庭で生じたごみで、環境センター山都工場で処理できるものを自分で搬入する場合は、無料で引き取りを実施しています。

◆搬入日時　日曜日、国民の祝日、年末年始(12月31日～23年1月3日)を除き随時受け入れします。

○月～金曜日…午前8時30分～午後4時30分

○土曜日…午前8時30分～正午

◆搬入場所

喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場(山都町小舟字二ノ坂山乙2619番地1)☎(38)3005

市の収集

今年度は5月、8月、11月の3回実施します。

事前に生活環境課または各総合支所住民課窓口へ所定の申請書で申し込んでください。(申込書は各窓口に備え付けてあります)

①申請の際に一品500円、1000円、1500円の処理ステッカーを必要枚数購入する。

②市の指定日の朝8時30分までに粗大ごみに処理ステッカーを貼り付けて排出する。

③指定日に、申し込みのあった各家庭を専用の収集車で回収にまわります。時間は指定できません。処理ステッカーを貼り付けていないものは収集しません。

◆申込期限　5月分は5月17日(木)

◆回収日　5月23日(水)～25日(金)の予定

※満65歳以上の高齢者のみの世帯、生活保護世帯、母子世帯、身体障がい者のみの世帯など、やむを得ない事情がある場合は費用を免除する制度があります。

※粗大ごみとは、家庭生活で生じたもので、指定可燃ごみ袋または指定不燃ごみ袋に入らず、塵芥収集車(パッカー車)に入らない耐久消費財などの大型ごみのことです。具体的には各種電化製品、家具、自転車などです。ただし、法律で製造メーカーによるリサイクルが義務付けられている、家電リサイクル対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、廃パソコン、オートバイおよび処理場での処理が困難なごみは収集できません。

詳しくは、すでに各家庭に配付しているチラシ「家庭ごみの分け方・出し方保存版」をご覧ください。

問
○粗大ごみの自己搬入について…喜多方地方広域市町村圏組合環境センター山都工場☎(38)3005
○市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者…生活環境課環境推進班☎(24)5261
○家庭の粗大ごみ定期収集申し込み窓口…生活環境課環境推進班☎(24)5261、各総合支所住民課市民サービス班〔熱塩加納☎(36)2113、塩川☎(27)2400、山都☎(38)3805、高郷☎0241(44)2113〕

許可業者への収集依頼（有料）

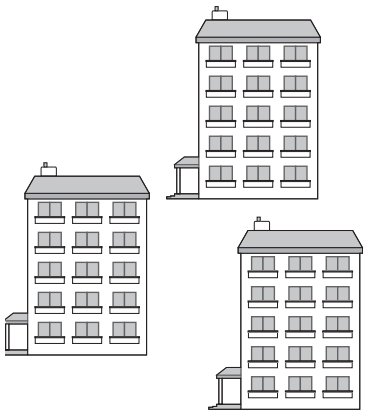
廃棄物の収集運搬をするためには許可が必要です。現在、市の許可を得ている収集運搬業者は17社です。引越しや家の中の整理などで大量にごみが出る場合や、事業に伴って生じたものは、次の業者へ依頼してください。

【一般廃棄物収集運搬業の許可業者一覧】

(24年4月現在・五十音順)

業者名	電話番号
㈱あいづダストセンター	0242(36)5351
㈱荒川産業	(21)1511
㈱いいで	(38)3808
㈲喜多方綜合衛生センター	(22)1594
㈲北塩原衛生センター	(33)2379
㈲グリンアース	(23)0100
㈱佐藤総業	0242(24)5933
㈲昭和衛生	(22)0289
㈲高郷清掃	(22)2553
㈲塚原興業	(27)8256
㈲塚原鉄筋工業	(27)7551
㈲坂下リサイクルサービス	0242(83)3402
㈲ピアス	(21)4070
松浦商事㈱	0242(27)4433
丸佐運送㈲	(22)7554
㈲山都塵芥収集社	(38)3272
㈲渡辺重機	(24)2688

市営住宅の入居者を募集します



市では、5月・8月・11月・2月の年4回、市営住宅の入居者を募集しています。今回5月の募集は次のとおりです。

◆高齢者・障がい者向け住宅

No.	住宅名	号	構造	間取り	家賃
1	下台団地 6棟	101号（1階）	中層耐火構造 4階建て	3DK（6畳2間、4畳半）・水洗	14,100円～ 27,600円
2	御殿場団地 5棟	101号（1階）	中層耐火構造 3階建て	3LDK（6畳3間）・水洗	18,100円～ 35,500円
3	御殿場団地 16棟	101号（1階）	中層耐火構造 3階建て	2LDK（6畳2間）・水洗	20,700円～ 40,600円

◆一般住宅

No.	住宅名	号	構造	間取り	家賃
4	常盤団地	27号	簡易耐火構造 平屋建て	2K（6畳、4畳半）・汲取り	1,700円～ 3,400円
5	舘ノ内団地 40棟	10号	簡易耐火構造 平屋建て	2K（6畳、4畳半）・汲取り	2,600円～ 5,100円
6	舘ノ内団地 41棟	41号	簡易耐火構造 平屋建て	3K（6畳、4畳半、3畳）・汲取り	3,100円～ 6,100円
7	舘ノ内団地 41棟	53号	簡易耐火構造 平屋建て	2K（6畳、4畳半）・汲取り	2,700円～ 5,400円
8	家ノ下団地 48棟	5号	簡易耐火構造 2階建て	3K（6畳、4畳半、3畳）・汲取り	9,100円～ 14,600円
9	御殿場団地 14棟	103号	中層耐火構造 4階建て	3LDK（6畳3間）・水洗	23,500円～ 46,100円

◆**住宅の所在地**　**下台団地**（岩月町橿野字舘野）、**御殿場団地**（塩川町御殿場五丁目）、**常盤団地**（松山町村松字馬道上）、**舘ノ内団地**（塩川町窪字舘ノ内）、**家ノ下団地**（塩川町窪字家ノ下）

入居資格

入居資格については次のような条件がありますので、詳しくは、建設課建築住宅係へお尋ねください。

○世帯の収入が「公営住宅法の収入基準に示す基準」の範囲内であること。

○市税などの滞納がないこと。

○持ち家が無いこと。また、親などの名義の持ち家であるが、納税義務者になっている場合は申し込みできません。

○入居申込者および同居予定者の中に暴力団員がいないこと。

申込受付期間・時間

5月1日(火)から14日(月)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除きます)

※5月1日(火)、8日(火)、11日(金)、およびは本庁でのみ午後7時まで受け付けします。(場所は本庁1階税務課隣)

※今回の募集で入居決定者がいない住宅については、6月5日(火)から7月10日(火)までの間、随時入居申し込みを受け付けます。ただし、当該住宅の申し込みがあり次第、受け付けを終了します。

申し込み方法

本庁建設課建築住宅係および各総合支所建設課建設係に備え付けの申込書によりお申し込みください。

選考方法

住宅の困窮度からなる選考基準と、公開抽選により決定します。

公開抽選予定日

6月1日(金)

入居開始予定日

6月15日(金)

問 申 建設課建築住宅係☎(24)5246または各総合支所建設課建設管理係

松山公民館多目的ホール「松楽館」が完成

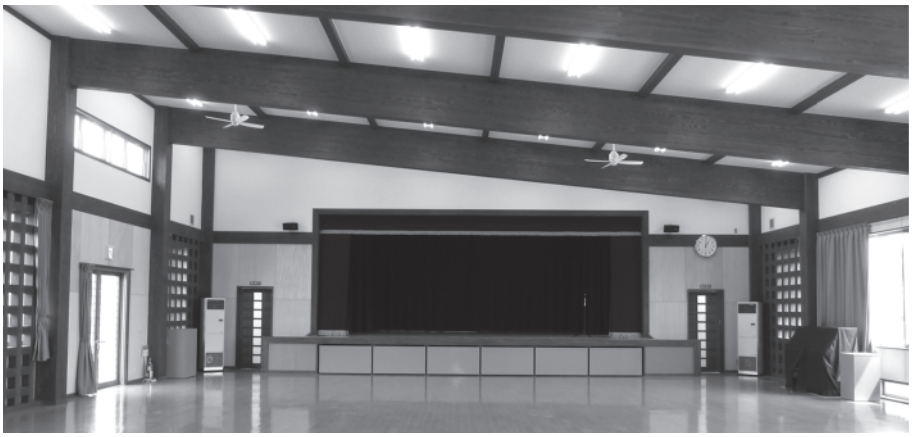
松山公民館の多目的ホールが完成し、4月8日(日)、落成式および落成祝賀会が開催されました。
松山公民館の調理室も改装されましたので、ぜひご利用ください。



▲多目的ホール全景

多目的ホールの愛称は「松楽館（しょうがくかん）」（命名者は松山町の瓜生孝子さん）に決まりました。

問申 松山公民館 ☎(22)0644


▲多目的ホール（200名で利用可能）


▲調理室



▲祝賀会の様子（大正琴の演奏）

2012オリンピックデーラン 喜多方大会開催決定

ジョギングをはじめ、トークコーナーやサイン会など、オリンピアンと触れ合う絶好の機会ですので、多くの皆さんの参加をお待ちしています。

◆開催日　7月1日(日)
◆会場　押切川公園スポーツ広場
◆申し込み受け付け開始　5月中旬を予定
※詳しい内容や申し込みの方法など詳細については、チラシ、ポスター、㈶喜多方市体育協会のホームページでお知らせします。

問 ㈶喜多方市体育協会(押切川公園体育館内)☎(23)0771



＜昨年の様子＞

シリーズ

喜多方市人づくりの指針

第1回
瓜生岩子刀自
その①

「人づくりの指針」は、郷土の発展に尽くした先人や、藤樹学の教えを尊重し、また、本市の置かれた風土、文化、歴史などを踏まえ策定され、家庭や地域社会、学校そして行政など関係機関においてその実現を目指す努力目標とするものです。

今月から、指針に取り入れられている先人3人の教えを紹介します。今月と来月の2回にわたり紹介するのは、瓜生岩子です。

未来を拓く喜多方人

一つ　強い心・愛敬（あいけい）の心など、豊かな心を持つ人になろう
一つ　命の大切さを知り、心身ともに健康な人になろう
一つ　郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ち、より素晴らしい地域を創造する人になろう
一つ　社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
一つ　夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、
特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、家族の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう



「自分ばかりよくなったって、何にもならねぇと思うのす」
瓜生岩子

瓜生岩子は、文政12年に小田付村（北町）に生まれました。

9歳で父が急死し、家も火災で全焼、30代で夫と母に先立たれるなど、つぎつぎと降りかかる不幸に岩子は嘆き悲しみました。

母の菩提寺の禅師に「いっそ尼になりたい」とその心境を伝えると、禅師は岩子を一喝し、『世の中にはお前以上に不幸せな人は大勢いる。これからは、お前の情けを全て、もっと不幸な人のためにささげなさい。お前は他人の喜びを自分の喜びとすることができる人だ』と諭しました。

それ以後、岩子はわが身を投じて貧しい人や孤児等、苦しむ人々のために尽くそうと決心し、手を差しのべました。戊辰戦争時は、敵、味方の別なく傷ついた人を看護し、また、喜多方に学校を建てて教育に尽力するなど活躍しました。

43歳の時には東京で窮民救済の技術を学び、喜多方へ帰ってきますが、活動の場は福島県全域に広がり、健全な育児を促すための教育会を各郡に設立するよう働きかけるなど、常に貧しい人々のことを考え、子供たちがよりよく育つようにと努力しました。

これらの活動から、明治29年には女性で初めての藍綬褒章を受けています。享年69歳の岩子の一生は、私心なく、常に社会の弱者の味方となり、子どもの健全育成に努め、日本のナイチンゲールと讃えられる功績を残しました。



次回は、瓜生岩子の思想が「喜多方市人づくりの指針」にどのように反映されているのかを紹介します。

講師派遣助成制度をご利用ください

市民グループや団体などの自主的な生涯学習活動を実施する際、講師を招いて活動をする場合に、講師料を負担する「講師派遣事業」を実施しています。

◆制度活用のための条件
①市内に活動拠点を持つ団体やグループの学習会で、10人以上の参加者があること。
②公的機関が主催や共催になっていないこと。
③政治活動・宗教活動・営利目的の学習でないこと。
④講師がその団体の会員でないこと。

◆講師料
市内在住の講師…6000円
市外在住の講師…10000円
を限度とし、1団体につき年間2回までを基準に助成します。

◆申し込み
派遣希望日の2週間前までに、申請書を提出してください。
※申請書類など、詳しくは生涯学習課へお尋ねください。

問 申 生涯学習課生涯学習係
☎(23)2115



健康だより

守りましょう！喫煙マナー

～自分や周囲の大切な人のために
喫煙が健康に及ぼす影響について考えてみましょう～

◆受動喫煙とは？

たばこの煙は、室内の空気を汚染します。その煙は、主流煙と副流煙が入り混じったもので、「環境たばこ煙」と呼ばれています。たばこを吸わない人でも喫煙者と同じ空間にいれば環境たばこ煙を吸い込むことになり、これを受動喫煙（間接喫煙）といいます。

◆たばこは肺がんの原因？

肺がんの最大の原因として、たばこの影響が指摘されていますが、受動喫煙によっても肺がんのリスクが1・2～2倍に増加します。たばこは、肺ガンをはじめ慢性肺疾患、心臓疾患、脳血管疾患などの生活習慣病を引き起こす危険要因となっています。喫煙は本人ばかりでなく、たばこの煙がお腹の中にいる赤ちゃんや、周囲のたばこを吸わない人々の健康にも悪い影響を与えることが明らかになっています。

受動喫煙により、非喫煙妊婦であっても、低出生体重児の出産の発生率が上がるという報告もあります。

たばこを吸わない人でも肺がんのリスクとして見過ごすことはできません。

5月31日は
「世界禁煙デー」
5月31日～6月6日は
「禁煙週間」です！

喫煙マナーを守りましょう!!

- ○歩きながらのたばこはやめましょう。
- ○吸殻の後始末はきちんとしましょう。
- ○置きたばこはやめましょう。
- ○子どもや病人の側では、たばこを吸わないようにしましょう。
- ○妊娠中の人の側では、たばこを吸わないようにしましょう。
- ○混雑した場所や閉めきった室内での喫煙は控えましょう（たばこを吸う時は、煙がこもらないよう心配りを）。

受動喫煙防止にご協力を！



このポスターを見かけたことがありませんか？

このポスターは、昨年作成し10月に各集会所と各公民館などの公共施設に配布しました。各集会所276か所、各公民館など公共施設40か所に掲示してあります。

「受動喫煙防止」は、平成15年に施行された健康増進法第25条により「多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するよう努めなければならない」と定められました。近年、受動喫煙防止対策を行う事業所などが増えてきています。市においても、事業所及び市民の方に受動喫煙防止により一層のご理解をいただくため、今後もさまざまな啓発を行っていきます。引き続きご理解とご協力をお願いします。

問 保健課健康係☎(24)5223

ほっと☆きらり通信





喜多方市 地域・家庭医療センター
「ほっと☆きらり」
センター長　髙柳　宏史

「健康講座」開催します

市民の皆さん、こんにちは。喜多方市 地域・家庭医療センターの髙柳です。「ほっと☆きらり」も開院してからもう1年になります。外来で、多くの患者さんを診療するとともに、在宅ケアを希望される患者さんにも対応してきました。今年度からは新たに「在宅療養支援診療所」としてサービスの拡大をはかり、地域住民の方々のニーズに応えていきたいと思います。また、昨年度以上に福島県立医科大学の医学生の教育にも力を入れていきます。医学生が市内のお宅にホームステイして実習を行うホームステイ研修を今年度から開始しております。

引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

昨年に引き続き今年も健康講座を開催します。5月26日(土)に予定している第2回目は「認知症」をテーマに、予防と治療について、そして家族が認知症の場合にどうすればよいかについて、家庭医がわかりやすくお話ししたいと思います。

興味・関心のある方はお気軽にご参加ください。

入場無料

ほっと☆きらり健康講座
「家庭医と学ぶ認知症について」

【日時】**5**月**26**日(土)午後1時～3時
【場所】喜多方市 地域・家庭医療センター
「ほっと☆きらり」カンファレンス室
【内容】
加齢とともに物忘れが多くなってきますが、それが年齢的なものなのか、それとも認知症なのか、認知症の予防から治療まで家庭医がわかりやすく説明します。
【定員】40人
【申込み締め切り】5月24日(木)
※定員になり次第申込み受付を終了します。
お早めにお申し込みください。
問 申 喜多方市 地域・家庭医療センター
☎(24)5320